

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人について、高齢者や出産直後の子を含む多人数の親族を伴って各所への避難を余儀なくされたこと等を考慮して、過酷避難状況による精神的損害として、中間指針第五次追補の定める目安額30万円から10万円を増額した40万円の賠償が認められるなどした事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- ア 申立外A（以下「被相続人」という。）が平成27年12月〇日に死亡し、申立人が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を法定相続分の限度で承継したこと
- イ 申立人の知る限り、申立人、申立外B、同C、同Dが、被相続人の全相続人であること

### 2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

|      |                                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 損害項目 | ア 被相続人に係る日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の4指針I）①（要介護）による増額分                                     |
|      | イ 申立人に係る過酷避難状況による精神的損害                                                               |
|      | ウ 申立人に係る生活基盤変容による精神的損害                                                               |
|      | エ 申立人に係る自主的避難等に係る損害                                                                  |
| 期間   | 上記損害項目アについて<br>平成23年3月11日から平成27年12月15日まで<br>上記損害項目エについて<br>平成23年4月23日から平成23年12月31日まで |

### 3 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金3,407,500円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

|                                                  |          |
|--------------------------------------------------|----------|
| ア 被相続人に係る日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の4指針I）①（要介護）による増額分 | 307,500円 |
| イ 申立人に係る過酷避難状況による精神的損害                           | 400,000円 |

ウ 申立人に係る生活基盤変容による精神的損害

2, 500, 000円

エ 申立人に係る自主的避難等に係る損害

200, 000円

4 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し第3項の金員のうち、イの一部並びにウ及びエにつき令和5年11月29日付け和解契約書（一部）に基づき金3, 000, 000円を支払済みであることを確認する。

5 支払方法

（省略）

6 清算

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求をしない。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人が各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年9月3日

（仲介委員 和田 千代）